

「社会福祉法人の取り組みに関する実態調査」にご協力をお願いします!! ~Q&A~

兵庫県社会福祉協議会
兵庫県社会福祉施設経営者協議会

Q1 なぜこんな調査をするのですか？

A 社会福祉法人は歴史的に社会福祉事業を専ら行なう、特別な公益法人として社会福祉の向上に寄与してきましたが、社会福祉基礎構造改革で事業によっては多様な経営主体が参入し、その存在意義が問われて久しい状況です。特に最近では「新しい公共」の代表格である NPO 法人と比較されたり、社会福祉法人の内部留保金に着目されるのは最たる例といえるでしょう。

福祉サービスの提供においては、社会福祉法人も他の主体と同じではないか、との見方もありますが、本当にそうでしょうか。

この調査では、「公共性」「非営利性」「安定性」のある社会福祉法人が、実際に地域社会でどんな役割を果たしているのか、具体的な取り組みを把握します。そして、調査結果をもとに、県内の社会福祉法人が地域でさらに力を発揮できる取り組みとは何か、方法も含め検討します。

社会福祉法人が「地域の福祉向上」にどう貢献しているか、地域の皆さまに知っていただき、社会福祉法人の社会的信頼を高める一助にもなれば幸いです。

Q2 上記を読むと、うちの法人は関係ないと思うので、回答しなくていいですか？

A 「サービス提供をすることで地域に貢献しており、特段何か別の取り組みがあるわけではない」等のご意見もあろうかと思えます。しかし、同じ取り組みでも法人によって「やって当然」「地域貢献」と認識が異なる場合もあります。この調査では、そうした認識のズレが出ないように、具体的な取り組みの有無を回答いただきますので、ぜひご協力をお願いします。

また、「やりたくともできない」法人もあろうかと思えます。**調査票の最終ページには、取り組みを進める上での課題もお尋ねしていますので、ぜひご回答をお願いいたします。**調査結果をふまえた検討で、取り組み上の課題解決・改善の一助となることを願っています。

なお、**保育所、措置施設を運営する法人**のみなさまにとっても、地域住民の理解と協力なくして法人経営はできません。日頃からの地域とのコミュニケーションは法人にとっても地域にとっても大切な財産です。今後おこりうる、情勢も含めた環境変化に備え、貴法人が地域社会で培われたものを確認する契機としてこの調査をご活用ください。

回答は、「あてはまるものに○をする」のが中心です！ ぜひともご協力をお願いいたします。

Q3 基本情報（1 ページ）の回答方法でわかりにくいところがあります

A この調査は法人単位で回答いただきます。基本情報は法人の概況を把握するためのものです。

事業規模	法人全体の、平成 24 年度一般会計資金収支予算書「経常収入計」*をさします。 ※新会計基準移行法人にあっては、「事業活動収入計」を記入してください。
実施事業	法人で実施する事業の数を、あてはまるところに記入してください。 調査票に記載のない事業を実施の場合は、つぎのように記入をお願いします。 第一種…「13.その他の第一種社会福祉事業()」の()内に事業名を記入し、右欄の事業数を記入。 第二種… 第一種事業を実施している場合 → 記入不要。 第二種事業のみ実施で、かつ事業名が調査票に記載のない場合 →「21. その他の第二種社会福祉事業」の右欄に事業名を記入。
次の項目についてあてはまるものに○をしてください	1.社会福祉法人経営計画の策定… 法人の「中長期」の経営計画をさします。 2.第三者評価の受審または法人内自己評価の実施… いずれかのサービス評価を実施していれば、「あり」です（年度内の実施予定も含む）。 5.税額控除対象法人としての対応…法人が申請し、所轄庁が証明すれば、個人が社会福祉法人に寄附を行った場合における税額控除制度です（平成 24 年度創設）。

Q4 取り組み状況（2～4 ページ）の回答方法でわかりにくいところがあります

A 項目番号のみ記しますので、調査票をご参照ください。

(例)「1.社会福祉法人・施設の持つ機能開放」の「1 地元学校の福祉教育の活動拠点として施設を開放している」→1-1

1-1	資格取得の実習生の受入とは異なり、小・中学校、高校等の生徒が、施設利用者との交流、車椅子体験、ボランティア活動などを通じた福祉教育への協力をさします。
3-1	「何らかの相談窓口機能・センター」とは、県や市町の認可・指定事業、法人が独自に開設した相談窓口、いずれでもかまいません。
3-2	「何らかの対応」とは、少なくとも「専門外の相談でも主訴はきき、しかるべき相談窓口の紹介をする」程度の対応をさします。
4-1	「事業化」された事業とは、法人の独自事業に限らず、 <u>行政に提言して</u> 市町内になかった（認可・指定）事業を新たに開始させたことも含みます。
6-3	「地域住民とともに地域の福祉課題を検討する場」とは、自治会、民生委員協議会、地区（支部、学区）社協等の場に参加することです。
7-3	「権利擁護のネットワーク」とは、虐待の防止や救済、成年後見の利用支援など、権利擁護のためにさまざまな主体で構成されるネットワークのことをさします。

Q5 もっとくわしく知りたい場合は

A お手数ですが、下記までお問い合わせください。

兵庫県社会福祉協議会 福祉事業部(担当:新屋(しんや)、岡地)

TEL 078-242-4635

FAX 078-271-3882

E-mail: keiejoho@hyogo-wel.or.jp